

## 訪問型サービス及び通所型サービス等について

### 訪問型サービスの基準

		① 従前の介護予防訪問介護相当のサービス【予防と同様の基準・報酬】	② 緩和した基準によるサービス(訪問型サービスA)
対象者 (ケース)		事業対象者、要支援1、要支援2 ○既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要なケース ○自立のために、身体介護のみ、身体介護と生活援助の一体的なサービス提供が必要なケース ○代替のサービスの利用が困難なケース ○身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要なケース	事業対象者、要支援1、要支援2 ○身体介護が必要なく、利用者が自力で家事等を行うことが困難なケース
内容		専門職による身体介護、生活援助	専門職等による生活援助及び自立生活支援のための見守りの援助(介護保険に準ずる)
実施方法		事業者指定	事業者指定
利用回数		事業対象者・要支援1＝週1～2回、要支援2＝週1～3回	事業対象者・要支援1＝週1～2回、要支援2＝週1～3回 (1回45分程度)
人員		○管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○訪問介護員等 常勤換算2.5以上 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者) ○サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上。 (資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者)	○管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○従事者 必要数 (資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 又は一定の研修受講者) ○訪問事業責任者 従事者のうち必要数 (資格要件:従事者に同じ)
設備		○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品	○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品
運営		○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	原則予防相当サービスと同様。以下の点のみ緩和する。 ○個別サービス計画の作成、利用者の状況の地域包括支援センター等への報告、モニタリングを <b>必要に応じた扱い</b> とする。
介護報酬	考え方	月包括算定(提供時間問わず)	月包括算定(提供時間問わず)
	1月当たりの費用額	週1回＝12,017円 週2回＝24,003円 週3回＝38,093円	週1回＝8,413円 週2回＝16,805円 週3回＝26,668円 (※従前相当サービスの7割)
	1月当たりの利用者負担	週1回＝1,202円(1割) or 2,404円(2割) or 3,606円(3割) 週2回＝2,401円(1割) or 4,801円(2割) or 7,201円(3割) 週3回＝3,810円(1割) or 7,619円(2割) or 11,428円(3割) ※一定以上の所得のある人は2割、現役並みに所得のある人は3割となる	週1回＝842円(1割) or 1,683円(2割) or 2,524円(3割) 週2回＝1,681円(1割) or 3,361円(2割) or 5,042円(3割) 週3回＝2,667円(1割) or 5,334円(2割) or 8,001円(3割) ※一定以上の所得のある人は2割、現役並みに所得のある人は3割となる
加算		有り 令和3年度厚生労働省告示第72号の規定の例による	なし
支払		国保連	国保連
指定申請		○市に指定申請が必要	○市に指定申請が必要。

※赤字は予防相当サービスに対し基準を緩和した部分。※太字は説明会資料(H29.1.20)から修正があった部分

通所型サービスの基準

		① 従前の介護予防通所介護相当のサービス【予防と同様の基準・報酬】	② 緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)
対象者 (ケース)		事業対象者、要支援1、要支援2 ○既にサービスを利用しており、サービスの利用継続が必要なケース ○代替のサービスの利用が困難なケース ○身体機能や認知機能の低下がみられ、専門的な支援が必要なケース ○自宅での入浴に不安があり見守りが必要なケース	事業対象者、要支援1、要支援2 ○身体介護の必要のないケース ○簡易な運動等により、運動器機能の維持・向上が見込まれるケース
内容		専門職による食事・入浴の提供・日常動作訓練など	専門職等による運動・レクリエーション・創作活動・趣味活動など
実施方法		事業者指定	事業者指定
実施主体(想定)		通所介護事業者	通所介護事業者等
利用時間		通所介護で定めるサービス提供時間の中で、何時間でも可	3時間以上
利用可能日		事業対象者・要支援1＝週1回程度 事業対象者・要支援2＝週2回程度	事業対象者・要支援1＝週1回程度 事業対象者・要支援2＝週2回程度
人数制限		なし	なし
人員		○管理者 常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○生活相談員 専従1以上(職員勤務時間合計数÷サービス提供時間数) ○看護職員 専従1以上(利用定員10人以下の場合不要) ○介護職員 (～15人) 専従1以上(職員勤務時間合計数÷サービス提供時間数) (16人～) 利用者1人に専従0.2以上 (※生活相談員・介護職員のうち1以上は常勤) ○機能訓練指導員 1以上	○管理者 常勤・専従1 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ○介護職員 (～15人) 専従1以上(職員勤務時間合計数÷サービス提供時間数) (16人～) 利用者1人に専従0.1以上 <b>※生活相談員、看護職員、機能訓練指導員は不要</b>
設備		○食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ○静養室 ○相談室 ○事務室 ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備・備品	○サービスを提供するために必要な場所(1.5㎡×利用定員以上) <b>※静養室、相談室、事務室は不要</b>
運営		○個別サービス計画の作成 ○運営規程等の説明・同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理 ○秘密保持等 ○事故発生時の対応 ○廃止・休止の届出と便宜の提供 等	原則予防相当サービスと同様。以下の点のみ緩和する。 ○個別サービス計画の作成、利用者の状況の地域包括支援センター等への報告、モニタリングを <b>必要に応じた扱い</b> とする。
介護報酬	考え方	月包括算定(提供時間問わず)	月包括算定(提供時間問わず)
	1月当たりの費用額	事業対象者・要支援1＝16,974円×実利用人数 事業対象者・要支援2＝34,790円×実利用人数	事業対象者・要支援1＝11,873円×実利用人数 事業対象者・要支援2＝24,356円×実利用人数(※従前相当サービスの7割)
	1月当たりの利用者負担	事業対象者・要支援1＝1,698円(1割) or 3,395円(2割) or 5,093円(3割) 事業対象者・要支援2＝3,479円(1割) or 6,958円(2割) or 10,437円(3割) ※一定以上の所得のある人は2割、現役並みに所得のある人は3割となる	事業対象者・要支援1＝1,188円(1割) or 2,375円(2割) or 3,562円(3割) 事業対象者・要支援2＝2,436円(1割) or 4,872円(2割) or 7,307円(3割) ※一定以上の所得のある人は2割、現役並みに所得のある人は3割となる
加算		有り 令和3年度厚生労働省告示第72号の規定の例による	なし
支払		国保連	国保連
指定申請		○市に指定申請が必要	○市に指定申請が必要
その他		一体的実施(同一時間帯・同一場所)可 ※プログラムを分けるなど要介護への処遇に影響を与えないよう配慮が必要	

※赤字は予防相当サービスに対し基準を緩和した部分。※太字は説明会資料(H29.1.20)から修正があった部分